

住民基本台帳に関する事務（個人番号カード交付事務の委託）に係る特定個人情報保護評価書案について

意見募集期間

令和8年（2026年）

6月22日（月）～7月21日（火）

横 須 賀 市



◆住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案について

1 意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成27年10月から始まりました。

この制度は、全国民に付番される個人番号を活用し、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上を図るためのものです。

番号法において、市町村等は、個人番号を含んだ個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の漏えい等のリスクを軽減するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、情報の漏えい等の危険性などについて自ら評価を行い、リスクを軽減するために採る措置や手順等を記載した評価書を作成・公表することとなっています。

この評価書の作成・公表に当たっては、取り扱う対象者の人数が30万人以上の特定個人情報ファイルについては、作成した評価書について市民の皆様からご意見を募集し、第三者機関による点検を受け、公表します。

今回お示しする評価書案は、本市の住民基本台帳に関する事務における特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するために採る措置等を記載したものです。この評価書は令和8年3月に公表しましたが、個人番号カードの交付窓口運営および受付事務を民間事業者へ委託するにあたり、評価の再実施を行います。

これに対し、市民の皆様のご意見を求めるものです。

2 評価書案の概要

(1) 基本情報

住民基本台帳に関する事務の内容について説明しています。主なシステムとしては、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー・プラットフォーム、団体内統合利用番号連携システム及び証明発行サーバーです。

これらのシステムにおいて、特定個人情報ファイルを取り扱うことを明らかにしています。

(2) 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの内容、使用方法、委託の有無、提供又は移転の有無などを記載しています。

・住民基本台帳ファイル

本市における住民情報を正確に管理するため、住民基本台帳法に基づき、本人確認情報（個人番号、4情報（氏名・性別・生年月日・住所）、住民票コード及びこれらの変更情報）を台帳として管理しているものです。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。

個人情報の入手の際には、厳格な本人確認のもとに正確な情報を取得し記録しています。

委託先がある場合には、市と同様に厳格な管理がなされるよう徹底しています。特に契約においては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し特定個人情報の適正管理を担保します。

(4) その他のリスク対策

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、内部監査を継続し実施体制及び監査内容の充実を図ります。

3 今後のスケジュール

(1) 令和8年7月下旬（予定） 横須賀市個人情報保護運営審議会による第三者点検

(2) 令和8年7月下旬（予定） 国の個人情報保護委員会への提出・公表

意見の提出方法

1 提出期間 令和8年（2026年）6月22日（月）から7月21日（火）まで

2 あて先 民生局地域支援部窓口サービス課 個人番号カード係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

・ 民生局地域支援部窓口サービス課（市役所本館2号館2階10番窓口）

・ 市政情報コーナー（市役所本館2号館1階34番窓口）

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

民生局地域支援部窓口サービス課 個人番号カード係

（3）電子メール

bango-card@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 問い合わせ先

民生局地域支援部窓口サービス課 個人番号カード係

電話 046-822-8573

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。